

第16期 第37回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和2年 6月30日(火) 午後1時30分～午後2時07分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 7 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	欠席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 1 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆

主 査：仲宗根 翔 主任主事：大城 匠人

6 議事録署名委員： 宮里 由美子 ・ 名嘉眞 朝仁

7 現場調査日時： 令和2年6月25日(木) 午後3時30分～午後5時

8 現場調査数： 6 件

9 付議すべき案件

報告第 229 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 230 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 231 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 232 号	現況証明願について
報告第 233 号	農地法許可申請の取下げ願について
報告第 234 号	農地法許可の取消し願について
報告第 235 号	確認願について
報告第 236 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 237 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第 122 号	非農地証明願について
議案第 123 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 124 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 125 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 37 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

10. 会議の内容

会長	<p>第16期豊見城市農業委員会第37回総会を開会いたします。</p> <p>(午後1時30分) 開会</p>
会長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。</p> <p>会期は、本日1日限りといたします。</p> <p>本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。</p> <p>次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第4番委員の宮里由美子委員と第5番委員の名嘉眞朝仁委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名をいたします。</p> <p>本日提案された議案等についての現場調査(4件)を行ってから審議に入る予定でしたが、新型コロナウイルス対策で、今回は事務局職員で調査を行っておりますので、事務局の説明をよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書2枚目の現場調査一覧表を御覧ください。今回、事業計画変更申請及び転用許可申請が提出された土地について現場確認を行いました。番号1番及び2番の案件については、平成29年に転用許可が出ており、既に駐車場として整備済みではありますが、先月、当該許可を取消したことから違反転用扱いとして始末書を受領しております。</p> <p>番号3番は今年1月に許可を得た土地で、敷地境界ブロック塀の一部を設置している以外では特に許可申請時と変更はありません。</p> <p>番号4番は現在休耕状態で違反転用は見受けられませんでした。周辺地への影響については、各申請の排水処理計画や境界線上の被害防除策等により、特に問題ないと考えられます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、これより報告案件に入ります。初めに報告第229号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2ページをお開きください。</p> <p>報告第229号「農地転用後の利用状況の報告について」</p> <p>1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご</p>

報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 229 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 230 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 230 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

報告第 230 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 231 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 231 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

報告第 231 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、報告第 232 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 232 号「現況証明願について」
4 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 232 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 233 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 233 号「農地法許可申請の取下げ願について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 233 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 234 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 234 号「農地法許可の取消し願について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 234 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 235 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 235 号「確認願について」
1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 報告第 235 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑を
お願いいたします。
では進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 236 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 16 ページをお開きください。
報告第 236 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 236 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 237 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第 237 号について説明いたします。18 ページをお開きください。報告第 237 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」については、1 件ございました。内容について確認しております。以上です。

会長 ただいまの報告第 237 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案審議に入ります。議案第 122 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 122 号の 20 ページをお開きください。議案第 122 号「非農地証明願い」について、去った 6 月 18 日木曜日に金城敏満委員、名嘉眞朝仁委員、事務局赤嶺班長、仲宗根主査の 4 名で現場調査を行い、協議を行ってございます。整理番号 1 番については金城敏満委員、整理番号 2 番については名嘉眞朝仁委員にご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

会長 金城敏満委員、名嘉眞朝仁委員説明をお願いいたします。

3 番委員 それでは整理番号 1 番について説明します。整理番号 1 番は 1 件で 2 筆の願い出であるため、調査書も 1 筆ごとに作成しています。それでは整理番号 1-1 について。議案書 23 ページをお開きください。願い出のあった土地は田頭東り原 65 番 1、面積は 1,150 m²となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は普通、土質等はジャーガル、形状は平坦、位置は高く、状況は原野に隣接しておらず、樹木は密で高く、雑草も密。また周囲は畑で広がりとしては広く、土地利用計画等は農用地区域、市街化調整区域となっております。調査員の意見としましては、長年の不耕作により原野の様相を呈しており、農業機械や人の侵入も容易ではなく、農地としての利用は困難と考えます。このことから願い出地は別紙非農地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現状原野として証明相当だと考えられます。

次に整理番号 1 - 2 について。議案書 25 ページをお開きください。

願い出のあった土地は、田頭東り原 69。面積は 858 m²。土地の状況ですが表土は普通、土質等はジャーガル、形状は平坦、位置は高く、現状は原野に隣接しておらず、樹木は密で高く、雑草も密、また周囲は畑であり広がりとしては広く、土地利用計画等は農用地区域、市街化調整区域となっております。

調査員の意見としまして当該地は袋地であり、進入部分となる田原 65 - 1 と同様に原野の様相を呈していることから農業機械や人の侵入も容易ではなく、農地としての利用は困難と考えます。このことから願い出地は別紙非農用地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから現状原野として証明相当だと考えられます。

以上です。

5 番委員

次に、整理番号 2 番について説明します。

整理番号 2 番も 1 番と同様に 1 件で、2 筆の願い出があるため、調査書も 1 筆ごとに作成しています。

それでは整理番号 2 - 1 について。議案書 28 ページをお開きください。

願い出のあった土地は渡嘉敷後原 112 番 2、面積は 653 m²となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土や土質等は立入困難なため不明、形状は傾斜地、位置は高く、状況は原野内で樹木は密、高さは高い、雑草は不明。また周囲は原野で広がりとしては狭く、土地利用計画等は農振白地、市街化調整区域となっております。

調査員の意見としまして、周辺地も含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械や人の侵入も容易ではなく、農地としての維持や継続的利用は困難と考えます。このことから願い出地は別紙、非農地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況原野として証明相当だと考えられます。

次に整理番号 2 - 2 について。議案書 30 ページをお開きください。

願い出のあった土地は渡嘉敷後原 114 番、面積は 726 m²となっております。土地の状況ですが、表土や土質等は立入り困難なため不明、形状は傾斜地、位置は高く、状況は原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は不明。また周囲は原野で広がりとしては狭く、土地利用計画等は農振白地、市街化調整区域となっております。

調査員の意見としまして、周辺地も含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械や人の侵入も容易ではなく、農地としての維持や継続的利用は困難と考えます。このことから願い出地は別紙、非農地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況原野として証明

相当だと考えられます。
議案第 122 号について説明は以上です。

会長 金城敏満委員、名嘉眞朝仁委員、説明ありがとうございました。
では、これより審議に入ります。議案第 122 号は 1 件ずつ審議します。
まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認め、採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 1 号について、現地確認調査書は金城敏満委員の説明のとおりとし、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については金城敏満委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。
次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 2 号について、現地確認調査書は名嘉眞朝仁委員の説明のとおりとし、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については名嘉眞朝仁委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。
では、次に議案第 123 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 123 号について説明いたします。議案書の 32 ページをお開き下さい。

議案第 123 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、1 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 34 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字根差部前原 526 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。議案第 123 号に対する委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 123 号については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 123 号については許可することに決定します。

では休憩します。

休憩 午後 1 時 53 分

再開 午後 1 時 55 分

会長

再開します。

次に議案第 124 号について審議します。事務局の説明をよろしくをお願いします。

事務局

それでは議案書の 36 ページをお開きください。

議案第 124 号「農地転用事業計画変更承認申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、45 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在地は与根中原 317 番 10、転用目的は一般住宅。譲渡人から譲受人へ使用貸借権を設定する転用計画となっております。変更内容としましては、転用目的や所在等について変更はありませんが、建物の建築面積が当初計画よりも縮小することとなっております。また、それに伴い転用期間も 1 年くらいちょっとずれこむ形となっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

議案第 124 号について説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
議案第 124 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移してよろしいですか。
議案第 124 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

では、異議なしとのことですので、議案第 124 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に議案第 125 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 47 ページをお開きください。
議案第 125 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について説明します。
整理番号 1 番につきまして、53 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 201 番 2 及び 201 番 7、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして 59 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 2 番 3 及び 2 番 4、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 3 番につきまして 62 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 2 番 7 及び 2 番 8、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。整理番号 2 番と 3 番は隣接しており、一体利用となります。
議案第 125 号について説明は以上です。

会長

では、事務局の説明が終わりました。
議案第 125 号は 1 件ずつ審議します。

まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達します。

では、整理番号 2 番と 3 番は関連しますので委員の質疑を許します。質疑のある方はよろしくお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

整理番号 2 番と 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番、3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に協議第 37 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 64 ページをお開きください。令和 2 年 6 月 10 日、豊経建農第 875 号、豊見城市長山川 仁、豊見城市農業委員会会長殿。農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について（照会）ということで、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき別添（案）のとおり、「農用地利用集積計画」を作成したいので貴委員会の意見を求めます。ということで照会をしています。

なお、詳しい内容等については主管課であります農林水産課のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、大城です。よろしくお願いいたします。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと思えます。資料の 65 ページをお願いします。

貸し手及び借り手は御覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 335 番 1、面積は 4,001 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間となっております。借賃については、年額 36 万円を

毎年12月末までに口座振込することとなっております。
以上です。

会長

ありがとうございます。では、協議第37号について説明が終わりました。
協議第37号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。
では、協議第37号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第37号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定いたしました。
どうもありがとうございました。
では以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしました。
ありがとうございます。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。
では、これで本日の農業委員会総会を終わります。
お疲れ様でした。

令和2年6月30日(火)
午後2時04分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



4番委員

宮里由美子



5番委員

名嘉真 朝仁

